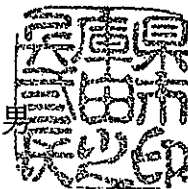


三 審 第 6 8 号  
平成30年9月21日

杉ヶ丘区  
区長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲 男



杉ヶ丘区北側太陽光発電施設からの流出土砂堆積に関する要望事項について  
(回答)

初秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年9月7日付でご提出頂きましたみだしの件について、下記のとおり回答します。

#### 記

##### 1. 土砂流出について

ご指摘のとおり、事業者は土砂流出対策として太陽光パネル設置箇所において、植生の施工を計画しておりますが、現状は施工が完了していない状況であります。このことにより、土砂流出の発生のおそれがあるため、これまで審査指導課から事業者へ土砂流出対策を講じることと、降雨前には注意喚起をするなど、繰り返し文書や口頭により指導してまいりました。

今回の土砂流出により、事業者より現状の問題点を精査した上で土砂流出防止の工法を検討し、台風時期を終えてから工事着手する旨の申し出があり、それを受けて審査指導課から、年内での工事完了するようスケジュールを検討するよう指示しております。

事業者には工法とスケジュールの検討が終わり次第、その内容を文書により提出を求めているところであります。

##### 2. 友が丘側法面の地滑りについて

ご指摘の箇所につきましては、平成29年台風第21号及び平成30年7月4～7日の記録的大雨により、地下水が原因による法面の崩壊が発生したとの報告を事業者から受け、審査指導課も現地を確認しております。

被災した法面の復旧工法について、事業者から兵庫県の宅地造成技術マニュアルに基づいた法面の崩壊防止対策として、新たに地下に排水施設を設置し地下水を円滑に排水すること、また、地山を階段状に掘削した上でセメントを添加した土砂により法面を仕上げることを提案がありましたので、その工法を了

承しております。

事業者は8月下旬に法面の復旧をいたしました。が、審査指導課で施工状況を確認したところ、施工の際の締め固め不足が判明したため、復旧箇所のやり直しと年内での工事完了するようスケジュールの提出を指示しているところがあります。

### 3. その他

#### ① 土砂流出災害発生時の応急処置について

1. の計画の中で事業地内で流出のおそれのある土砂の搬出など、工事中の土砂流出対策を示すように指示いたします。

#### ② 工事標識の撤去について

事業者への聞き取りの結果、当初の工事標識に記載のあった下請け業者の変更に伴い、撤去したとのこととあります。現状は1. 2. の工事も含め、条例に基づく申請のあった工事の完了には至っていない状況であるため、今後の工事体制を記載した工事標識の設置を指示しております。

#### ③ 土砂流出に関する事業者への行政指導について

これまで事業地の施工不良、土砂流出などの問題が発生する都度、事業者に対して文書や口頭により指導し、対応されてまいりました。しかしながら、行政指導の範疇であり、事業者の任意の協力により実現されるものであることをご理解頂きますようお願いいたします。

#### ④ 事業地の排水施設の流量計算について

当初許可申請時の流出係数1. 0（開発地）、降雨強度120mm/時は変更されておられません。

上記1. 2. の今後の工事完了までの計画・工程については、審査指導課から事業者へ報告を求め、適切に工事が完了するよう進捗状況を注視してまいりますと共に、事業者へ杉ヶ丘区へ説明を行うよう指導いたしますので、ご理解のほどよろしくようお願いいたします。

問い合わせ

地域振興部都市政策室審査指導課（TEL 559-5112）